平成２７年（フ）第２６２号
札幌市豊平区福住２条１丁目５番20―308号
債務者　中野　静子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７４号
札幌市西区琴似４条３丁目２番18号　シティウィンズ琴似ウエスト202号
債務者　峯村　咲子（旧姓金沢）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８８号
札幌市東区伏古５条４丁目３番12―104号、申立時の住所札幌市東区北24条東22丁目４―５
債務者　安友　　真
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１３号
札幌市北区篠路１条９丁目１番30号　パルクサンシャイン202号
債務者　楠田　雅人
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２８号
札幌市南区藤野４条５丁目２番５―203号
債務者　竹本津多代（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３０号
札幌市白石区本通19丁目南６番24号　第６誉ハイツ202号
債務者　長田　紀子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３４号
札幌市東区北20条東10丁目２番２号　シングルハイツ１号
債務者　成田　博和
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４６号
北海道石狩市花川南３条５丁目13番地　ソレイユ花川202号
債務者　末木　淳子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５４号
札幌市中央区北３条西29丁目１番15号　エクシード神宮前弐番館102号
債務者　阿部　　賢
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５６号
札幌市東区北34条東１丁目１番26―301号
債務者　高谷　幸宏
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６６号
札幌市白石区東札幌１条３丁目３番15号　フレンドパーク102号森歩方
債務者　藤島　郁男
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７２号
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目10番17―401号
債務者　佐々木二美子（旧姓八木澤）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１１号
札幌市北区北35条西２丁目２番７号　ニューアスカビル203号
債務者　河合　　伸
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１６号
札幌市豊平区美園５条４丁目２番12号　ハイツ松原７号
債務者　葛神　達也
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
長野市三輪３丁目16番11―301号　ハイツ美和
債務者　田中紀美子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
静岡県駿東郡長泉町下長窪564番地の１
債務者　髙木ひさ子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地８―301
債務者　土手　通晴
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係